6月定例会

一般会計補正予算など決まる

平成24年6月12日から15日までの4日間の日程で、6月定例議会が開催されました。提出された議案は承認案件（専決処分）2件、条例の一部改正2件、規約の一部変更2件、工事請負契約の変更1件、平成24年度一般会計補正予算1件、人事案件1件で提案された議案はすべて原案通り可決しました。なお、氷川町民から出されていた請願は、「江嵜悟議員の辞職勧告に関する請願」は可決。「尖閣諸島をはじめとする我が国の領土領海を守る処置を速やかに求める意見書提出を求める請願」は否決されました。

決定した主なもの

専決処分

◎氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

人・農地プラン作成に必要な検討会委員の報酬を定めるまました。

規約変更

◎熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更

熊本市の政令都市移行による行政区設置に伴い事務所所在地に「東区」が加わったことから規約の一部が変更されました。

◎熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更

熊本市の政令都市移行による行政区設置に伴い事務所所在地に「東区」が加わったことから規約の一部が変更されました。

工事請負契約変更

◎竜北東小学校校舎耐震工事及び大規模改造工事請負契約の変更

黒板を固定式から移動式へ変更し、516万円の増額となりました。

また、施工中にアスベストが発見されたことに伴い、6月20日の臨時議会で除去費用577万円の増額を決定しました。

これにより、変更後の契約額は2億8、689万円となりました。

補正予算

◎平成24年度氷川町一般会計補正予算（第1号）は歳入歳出それぞれ7、337万円を追加しました。

主な歳出

○総務費

・健康器具設置工事　600万円
・下宮獅子保存会衣装等整備補助金　210万円

○民生費

・竜北福祉センター修繕料　104万円

○農林水産業費

・熊本県いぐさ・畳表活性化連絡協議会負担金（東日本大震災被災地支援）　300万円
・くまもと稼げる園芸産地育成対策事業補助金（いちご暖房施設ほか）　842万円
・新規就農者確保事業青年就農給付金　600万円
・農業体質強化基盤整備促進事業補助金　1、800万円
・水産資源回復基盤整備交付金事業補助金　158万円

○土木費

・町道吉本本山線道路改良事業文化財調査委託料（スマートIC関連）　1、807万円

○消防費

・消火栓等設置費補助金　138万円

主な歳入

○国庫補助金

・農林水産業費国庫補助金　1、800万円

竜北東小学校校舎耐震工事及び大規模改造工事

くまもと稼げる園芸産地育成対策事業
新規就農者確保事業青年就農給付金

・土木費国庫補助金　1、174万円

○県補助金

・農林水産業費県補助金　1、682万円

○繰越金

2、322万円

人事

○人権擁護委員候補者の推薦

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求められました。

氷川町宮原　宮村惇氏の推薦を承認しました。

農業体質強化基盤整備事業（客土、暗渠排水工事）

主な質疑

条例

◎職員の給与に関する条例の一部改正

問　今回、定率制を定額制にするということだが他町村の動向はどうか。定額制になれば管理職手当の総額が増えるのか減るのか。また、何人の課長の金額が減るのか。

答　県内45市町村中12団体が定率制で、氷川町を除くと11団体が定率制を採用しています。対象者は全課長15名で、前年に比べ一名課長が増えたため5万2、317円の増となります。定率制から定額制に変えた場合、減額になる課長が4名で一番減る課長で前年比月額419円減額になります。

一般会計補正予算

問　健康器具工事請負費600万円が計上された。前町長時代に2基購入しているが議決したのは竜北公園に使用する健康遊具です。違う場所に設置するのは目的外使用になるのでは。ふれあい公園をやめて予備として残せないか。再度議会と協議してほしい。

答　健康器具については、裁判からいろいろな紆余曲折を経て現在、補助対象の健康器具として設置されている。一基はどこの物とも言えない中、時期が過ぎて裁判は決着したが相手が引き取らないので金を払って氷川町の所有になっている。保管しておくのも一つの考え方でありますが、町の所有になったので少しでも早く町民に利用していただくように福祉センター近くの、ふれあい公園が一番良いと思い予算を計上しました。

予算を認めていただいた上で皆様方としっかり協議をして、執行することで結構です。

問　日露戦争の戦勝記念碑が修繕されるが後々の管理はどうされるのか。

答　前は古墳の頂上にあり発掘調査と後の国指定文化財保護にする上で移転する必要があり現在地に移転している。まだ20年経ていないが、石垣が壊れて危険な状態なので補修し戦勝記念碑は町が責任を持って今後も管理していく考えです。

問　戦勝記念碑は元の高台近くに移転できないか。

答　記念碑を元の高台付近に移転することは周辺、敷地全体が国指定の文化財になるので難しい。

問　インターチェンジ関連道路で文化財保護調査に1、800万円計上されたが、補助事業で起債がないのはなぜか。今後、調査地が膨らみ金額も膨らむことはないのか。

予備調査はいつされるのか、全体をなぜされなかったのか。

答　交付金は65％出ます。合併特例債等ではソフト事業には起債が付かないので今回計上していません。試算では設計の段階で180平方メートルあり、平方メートル当たり10万円ということで1、807万円で収まると思います。

調査は県の立会いのもと予備調査、試掘調査をポイントを示して地権者の了解を得ながら随時調査を行った。地権者の了解がいただけていない箇所が一ヶ所ありますが、地権者の了解があれば直ちに試掘して結果次第で本調査になると思います。